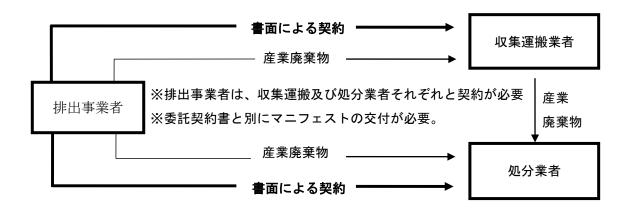
## 産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準 (令第6条の2)



## 産業廃棄物の運搬の委託

- (1) 他人の産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれる者に委託すること。
- (2) 委託契約は、書面により行い、次の条項が含まれていること。
- ●産業廃棄物の種類及び数量
- ●運搬の最終目的地の所在地
- ●委託契約の有効期間
- ●委託者が受託者に支払う料金
- ●受託者の許可の事業の範囲
- ●受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の 所在地並びに当該場所において保管できる産業の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限
- ●委託契約に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管の場所において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項
- ●受託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
  - イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
  - ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
  - ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
  - 二 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本産業規格CO950号に規定する含有マークが付させたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

「廃パーソナルコンピュータ」「廃ユニット形エアコンディショナー」「廃テレビジョン受信機」 「廃電子レンジ」「廃衣類乾燥機」「廃電気冷蔵庫」「廃電気洗濯機」

含有マーク



(JISC0950)

- ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる 場合は、その旨
- へ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- ●委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する 事項
- ●受託業務終了時の委託者への報告に関する事項
- ●委託契約解除時の未処理産業廃棄物の取扱いに関する事項
- (3) 委託契約書には、受託者の許可証の写し等を添付すること。
- (4) 委託契約書及び添付書類は、契約終了日から5年間保管すること。
- (5) 再委託を承諾した場合は、その書面の写しを5年間保存すること。

## 産業廃棄物の処分又は再生の委託

- (1) 他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれる者に委託すること。
- (2) 委託契約は、書面により行い、次の条項が含まれていること。
- ●産業廃棄物の種類及び数量
- ●処分又は再生の場所の所在地、処分又は再生方法及び処分又は再生に係る施設の処理能力
- ●最終処分以外の産業廃棄物の処分を委託する場合は、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、 最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
- ●委託契約の有効期間
- ●委託者が受託者に支払う料金
- ●受託者の許可の事業の範囲
- ●委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
  - イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
  - ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
  - ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
  - 二 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本産業規格CO950号に規定する含有マークが付させたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

「廃パーソナルコンピュータ」「廃ユニット形エアコンディショナー」「廃テレビジョン受信機」 「廃電子レンジ」「廃衣類乾燥機」「廃電気冷蔵庫」「廃電気洗濯機」

- ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる 場合は、その旨
- へ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- ●委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に 関する事項
- ●受託業務終了時の委託者への報告に関する事項
- ●委託契約解除時の未処理産業廃棄物の取扱いに関する事項
- (3) 委託契約書には、受託者の許可証の写し等を添付すること。
- (4) 委託契約書及び添付書類は、契約終了日から5年間保管すること。
- (5) 再委託を承諾した場合は、その書面の写しを5年間保存すること。